

愛川町開発指導要綱細則

(平成23年4月1日一部改正)



神奈川県愛甲郡愛川町

愛川町開発指導要綱細則

目次

第1章	総則	(第1条から第6条)	P. 1～P. 2
第2章	道路	(第7条から第17条)	P. 2～P. 5
第3章	下水道	(第18条から第22条)	P. 5
第4節	公園等	(第23条)	P. 5～P. 6
第5章	消防	(第24条から第26条)	P. 6
第6章	公共施設	(第27条から第30条)	P. 6
第7章	埋蔵文化財	(第31条)	P. 6～P. 10
附則			
別表第1	道路幅員構成図		P. 8
別表第2	雨水浸透施設標準構造図		P. 9～P. 11
別表第3	公共汚水柵及び取付管標準構造図		P. 12～P. 13
別表第4	浸透施設標準構造図		P. 14
別表第5	消防水利標識構造図		P. 15～P. 16
別表第6	道路表示ライン施工図		P. 17
別表第7	ホース格納箱等標準構造図		P. 18～P. 19
別表第8	ごみ集積所標準構造図		P. 20
別表第9	区域外駐車場報告書		P. 21
別表第10	道路反射鏡標準構造図		P. 22

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この細則は、愛川町開発指導要綱（以下「要綱」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(基本計画書の提出)

第2条 要綱第7条第2項に規定する基本計画書の提出に当たり必要な図書は、次のとおりとする。

図書の種類	縮尺	備考
(1) 案内図	1/10,000以上	
(2) 現況図	1/2,500以上	
(3) 公図の写し		
(4) 実測図（求積図）	1/10,000以上	
(5) 土地利用計画図（配置図）	1/500以上	
(6) 造成計画図（平面図・断面図）	1/500以上	
(7) 各階平面図	1/200以上	中高層建築物のみ
(8) 立面図	1/200以上	中高層建築物のみ

(協議書の提出)

第3条 要綱第6条第3項に規定する協議書の提出に当たり必要な図書は、前条に定めるもののほか、次のとおりとする。

図書の種類	縮尺	備考
(1) 委任状		
(2) 排水計画図（平面図・浸透処理施設構造図・流量計算書）	1/500以上	
(3) 公共公益施設の新旧対照の表及び図	1/500以上	
(4) 縦横断面図	1/500以上	
(5) 施設詳細図	1/100以上	
(6) 近隣住民等周知報告書		
(7) ごみ集積所協議報告書		
(8) 日影図（建築基準法第53条の2に規定する規制の範囲）（中高層建築物）		

(近隣住民等の範囲)

第4条 要綱第2条第1項第7号の住民及び土地所有者は、冬至日の午前8時から午後4時までの間に、日影に影響がある土地及び建築物の所有者又は居住者とし、電波障害、風害等については影響を及ぼすと予想される範囲とする。

(帰属関係図書)

第5条 要綱第16条第3項に規定する登記に必要な図書は、次のとおりとする。

関係図書	部数	備考

(1) 案内図	1	位置を示したもの
(2) 公図の写	1	分筆後のもの
(3) 土地全部事項証明書	1	所有権以外の権利が抹消されたもの
(4) 実測図	1	
(5) 登記嘱託承諾書	1	用紙は町で配付
(6) 登記原因証明情報	1	用紙は町で配付
(7) 印鑑証明書	1	登記手続きに有効な印鑑証明
(8) 資格証明書	1	土地所有者が法人の場合に提出

備考 公共施設ごとに提出すること。

(公共公益施設の引継ぎ)

第6条 要綱第16条第5項に規定する開発行為等に関する公共公益施設の引継書の提出に当たり必要な図書は、次のとおりとする。

図書の種類	縮 尺	備 考
(1) 案内図	1/10,000 以上	
(2) 完了図	1/500 以上	
(3) 確定測量図 (地積測量図)	1/500 以上	
(4) 縦横断図	1/200 以上	
(5) 構造図	1/200 以上	
(6) 詳細図	1/100 以上	

第2章 道路

(道路の管理基準)

第7条 要綱第20条に規定する管理基準は、次によるものとする。

- (1) 道路敷地内には、原則として、電柱等交通障害となる占用物件がなく、交差点所には、必要なすみ切りが設置されていること。
- (2) 排水流末が公道又は公共用地等において確保されること。
- (3) 袋路状の道路については、延長が35メートルを超える場合で、終端及び適切な区間ごとに転回広場 (建築基準法施行令第144条の4第1項第1号ハの規定により、国土交通大臣が定める基準に適合したもの。) が設置されていること。

(道路の幅員)

第8条 要綱第22条に規定する道路の幅員は、神奈川県開発許可事務処理要項による道路の設計基準の規定によるもののほか、次によるものとする。

- (1) 開発区域内の6メートル未満の道路の最小幅員は4.7メートル以上とする。
- (2) 開発区域内の9メートル以上の道路は、歩車道を区分する。ただし、9メートル未満の道路を設置する場合で、町長が必要と認めたときは、歩道を設置するものとする。

(幅員構成)

第9条 要綱第22条に規定する道路幅員の構成は、次の表によるものとする。

道路幅員	車道幅員	歩道幅員	路肩
12.0m	6.0m	2.5m×2	0.5m×2
9.0m	6.0m	2.0m×1	0.5m×1
4.7m～6.0m	4.7m～6.0m		

備考 歩道の巻込部及び横断歩道には、点字ブロック等を必要に応じて道路占用工事等施行仕様書により施行すること。

(道路の横断勾配)

第10条 要綱第23条第1項に規定する道路の横断勾配は、次の表を基準とする。

路面の種類	横断勾配
アスファルトコンクリート舗装	1.5%～2.0%
セメントコンクリート舗装	1.5%～2.0%
その他	別途協議

2 道路の曲線部は、原則として6パーセント以下の勾配とする

(道路の交差)

第11条 要綱第23条第1項に規定するすみ切りは、次の各号によるものとする。

(1) 道路の交差部には、次の表による数値以上のすみ切りを設ける。

すみ切りせん除(幅員は道路幅員 直近上位 交差角90度前後の場合)

道路幅員	12.0m	9.0m	6.5m	4.7m
12.0m	6.0m	5.0m	5.0m	
9.0m	5.0m	5.0m	5.0m	3.0m
6.5m	5.0m	5.0m	5.0m	3.0m
4.7m	5.0m	3.0m	3.0m	3.0m

備考 交差角135度以上の場合は、すみ切りを設けないことができる。

(2) 道路の交差点間隔は、交通の安全上適切な距離をとる。

(3) 交差点の取付部及び交差点前後の相互区間の勾配は、できる限り緩やかにする。

(4) 屈曲部の著しい道路には接続しない。

(歩道の切下げ)

第12条 歩道の切下げは、次によるものとする。

(1) 歩道の切下げは、車椅子、乳母車等の通行のため、車道巻込部ごとに道路占用工事等施行仕様書により施行すること。

(2) 歩道の巻込部及び横断歩道には、点字ブロック等を必要に応じて道路占用工事等施行仕様書により施行すること。

(車両出入りの歩道切下げ等)

第13条 車両出入りの歩道切下げは、次によるものとする。

- (1) 工事の施行は、道路占用工事等施行仕様書による。
- (2) 横断歩道の設置個所及び交差点から5メートル以上の距離を保つこと。
- (3) 切下げの最大幅は、次の表の数値以下とする。ただし、大型、中型貨物自動車等が出入りする場合は、旋回軌跡図により判定する。

車 種	幅
乗用、小型貨物自動車	4 m～6 m
普通貨物自動車（総重量6 t未満）	8 m

- (4) 防護さくの取外しは支柱ごとに行い、既設防護さくにはそでレールを取付け、危険防止を図る。
- (5) 車道に取り合わせる角度は、直角とする。

2 車両出入口の個所は、前項第2号の規定によるものとする。

(断面構成)

第14条 要綱第23条第2項に規定する道路の断面構造は、アスファルト舗装要綱（社団法人日本道路協会発行）及び別表第1によるものとする。

(道路排水)

第15条 要綱第23条第8項に規定する排水施設は、次によるものとする。

- (1) 道路の排水施設は、L型側溝、U型側溝、その他適切な排水施設とし、道路雨水の排水を適切に行うものとする。
- (2) U型側溝を用いる場合は、落ぶた式側溝を使用することとし、10メートルに1個所グレーチングぶたを設置する。
- (3) L型側溝を用いる場合は、相互の距離10メートル以内に1個所雨水ますを設け、取付管によりU型側溝等の排水施設に接続する。
なお、取付管は、口径150ミリメートル以上、材質は硬質塩化ビニール管を使用し、適切な管防護措置を講じるものとする。
- (4) U型側溝による施行が困難な場合に設ける排水管の径は250ミリメートル以上、材質は硬質塩化ビニール管を使用し、適切な管防護措置を講じるものとする。
- (5) 雨水ますの底部には、取付管低部より15センチメートル以上の土砂留めを設ける。
- (6) L型側溝用雨水ますのふたは、グレーチング製を原則として使用する。
- (7) 前各号に定めるものの工事は、道路占用工事等施行仕様書により施行すること。
- (8) 開発区域に接続する既存道路に適切な排水施設がない場合に設ける排水施設については、前1号から4号によるものとする。

(道路工事施行)

第16条 要綱第26条に規定する道路占用等許可については、愛川町道路占用規則（平成15年愛川町規則第2号）によるものとする。

（道路の付属施設等）

第17条 要綱第27条に規定する交通安全施設は、交通事故防止のため道路占用工事等施行仕様書の防護等の施設を設けるものとする。

第3章 下水道

（下水道施設技術基準）

第18条 要綱第29条第2項に規定する雨水排水施設の基準は、下水道施設計画・設計指針と解説（社団法人日本下水道協会発行。以下「設計指針」という。）に基づくものとし、下水道法（昭和33年法律第79号）等関係法令の定めによる。

（雨水浸透施設）

第19条 要綱第29条第2項の規定により設置する雨水浸透施設は、雨水を放流させ地下浸透させるトレンチ式等の施設とし、別表第2によるものとする。

（雨水調整施設）

第20条 要綱第29条第4項に規定する雨水調整は、雨水の流出を一時的に貯留させ、調整放流が可能な築堤式又は掘込式とする。

2 前項に規定する雨水調整施設は、要綱第8条に定められた審議により設置するものとする。

（公共下水道への接続許可）

第21条 要綱第30条第1項に規定する排水を接続する場合は、下水道法、愛川町下水道条例（昭和50年愛川町条例第8号）及び関係法令に基づき町長の許可を受けなければならない。

2 前項の規定により公共下水道への接続については、別表第3によるものとする。

（排水施設）

第22条 要綱第30条第2項に規定する排水施設に当たり、汚水及び生活雑排水の処理については、合併処理浄化槽を設置すること。

2 前項の規定により処理された排水については、開発区域内において浸透処理することとし、構造は別表第4によるものとする。ただし、放流先の管理者の許可等がある場合は、この限りでない。

第4章 公園等

（位置等）

第23条 要綱第35条第1項に規定する設置基準は、次によるものとする。

(1) 環境保全及び都市景観を考慮するとともに、日照等が確保できる位置及び形状とし、災害時の避難に適するよう急傾斜地を含まず、かつ、4.7メートル以上

の公道に接するよう配置するものとする。

- (2) 開発区域に隣接して町の所有する既存公園があるときは、既存公園に接して公園等を設置するものとする。

第5章 消防

(防火水槽の構造)

第24条 要綱第38条第2項に規定する消防水利のうち防火水槽の構造は、原則として、二次製品耐震性防火水槽（財団法人日本消防設備安全センターの形式認定を受けたもの。）とし、それによりがたい場合は、町長の指示する構造で施行するものとする。その際のコンクリート設計基準強度及び呼び強度は21以上とする。

(消火栓の構造)

第25条 消防水利の標識及び表示は、消防水利のふたからおおむね5メートル以内の個所に別表第5による標識を設置するものとする。

- 2 消防水利の道路標示は、別表第6によるものとする。

(ホース格納箱等の設置)

第26条 消防水利のうち消火栓を設置する場合は、消火栓から5メートル以内の個所に別表第7によるホース格納箱を設置するものとする。

第6章 公共施設

(ごみ集積所の設置)

第27条 要綱第39条第5項に規定するごみ集積所は、別表第8により設置するものとする。

(区域外駐車場)

第28条 駐車場のうち区域外に確保する台数については、協議完了までに別表第9を町長に提出するものとする。

(反射鏡)

第29条 要綱第43条に規定する反射鏡は、鏡面については化学強化ガラスとし、その他の構造及び仕様については、別表第10により施行するものとする。

(防犯灯)

第30条 要綱第44条に規定する防犯灯は、町長の承認を得た製品を使用すること。

第7章 埋蔵文化財

(埋蔵文化財)

第31条 要綱第48条第3項に規定する図書は、神奈川県埋蔵文化財事務処理要綱（平成12年3月31日、最終改正平成19年2月16日）第2条第2項及び同条第3項の様式により行うものとし、添付書類は、次のとおりとする。

図書の種類	縮 尺	備 考
案内図		
土地利用計画図	1/500 以上	
造成計画図（平面図、縦横図）	1/500 以上	建物基礎を明記

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成16年4月1日から適用する。
（旧要綱の廃止）
- 2 愛川町開発指導要綱（平成10年4月1日制定。以下「旧要綱」という。）は、廃止する。
（経過措置）
- 3 この要綱の施行の際、現に旧要綱の規定により同意及び協議がなされたものについては、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

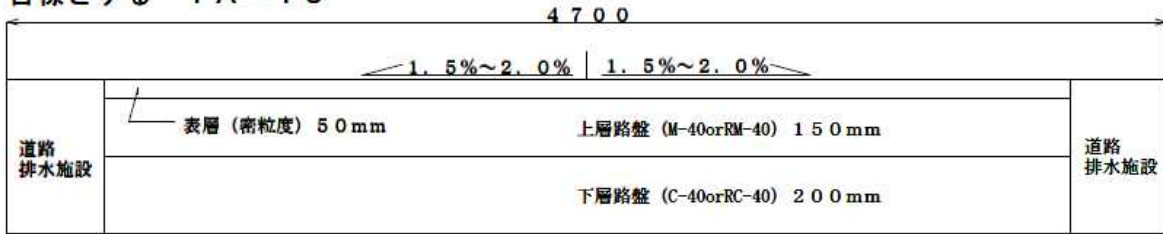
- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

別表第1 (第14条関係)

道 路 幅 員 構 成 図

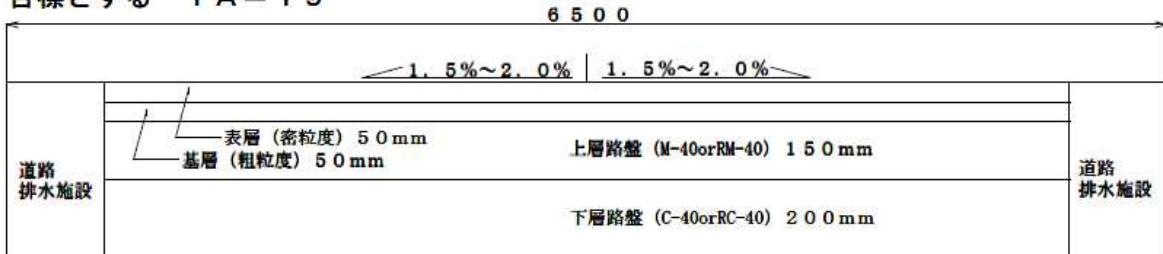
設計CBR3 (L型交通)

目標とする TA=15



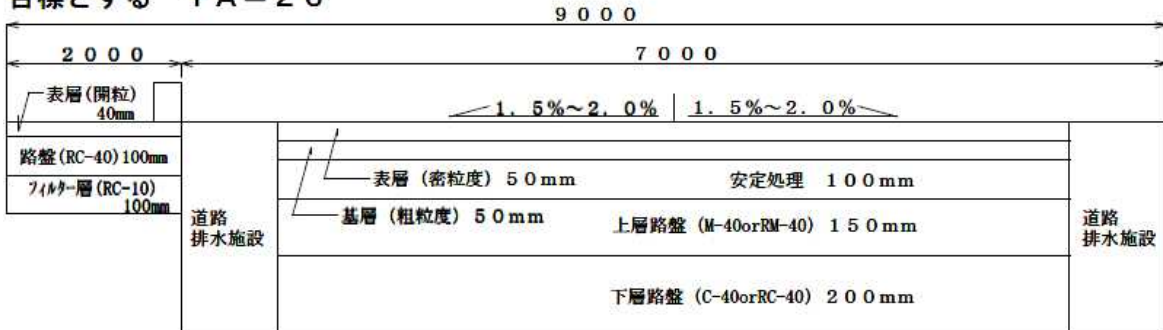
設計CBR3 (A型交通)

目標とする TA=19



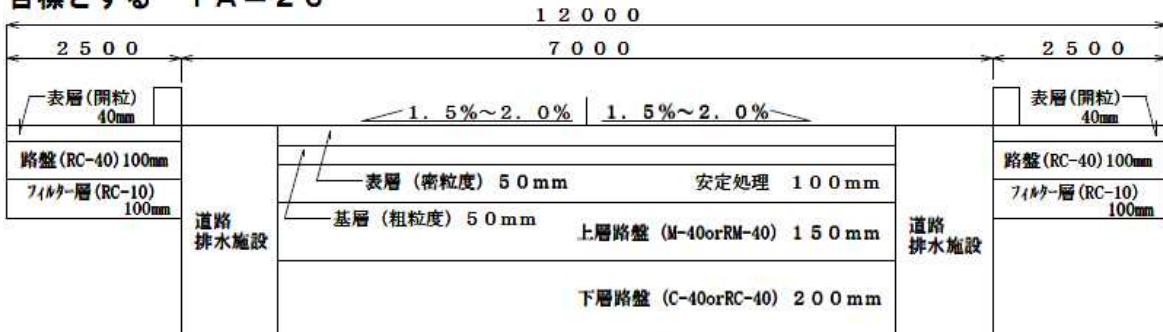
設計CBR3 (B型交通)

目標とする TA=26



設計CBR3 (B型交通)

目標とする TA=26



※ 歩道の幅員構成については、標準タイプとし、乗り入れ部等の舗装構成については、道路占用工事等施行仕様書により判定する。

別表第2（第19条関係）

(1) 雨水トレンチ

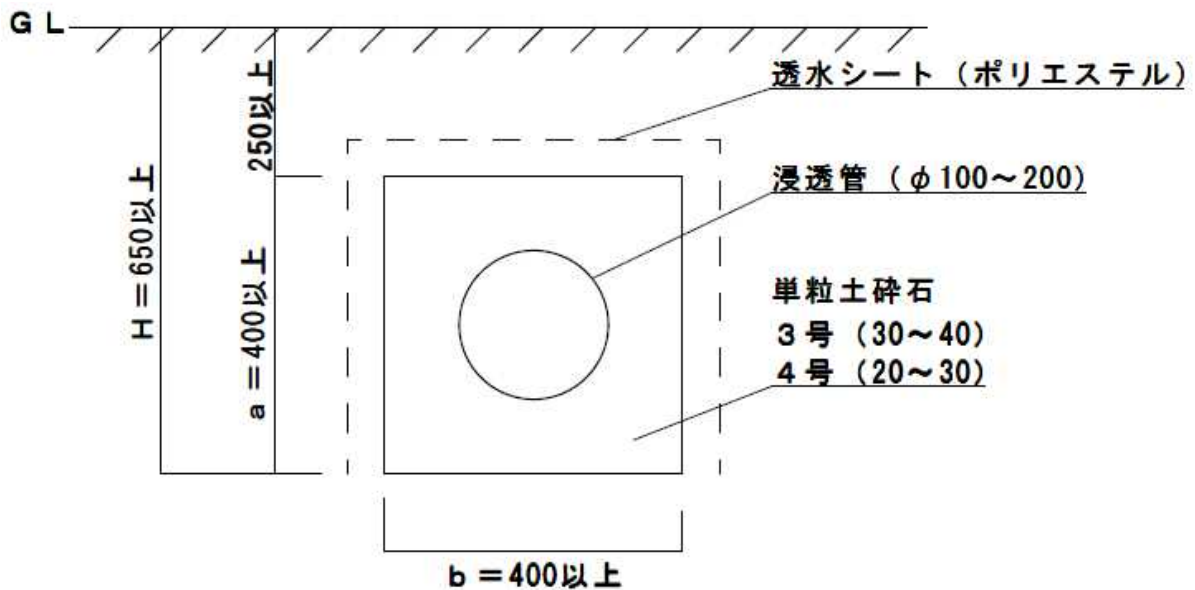
設計条件

トレンチを並列させる場合には、管中心間の距離を2.0m以上とする。

構造物からの距離は、1.0m以上離すこと。

単位浸透量K値を浸透試験により決定する場合は、試験値の80パーセントとする。

浸透管は、透水性のコンクリート管及び有孔管（塩ビ管）を用いる。



土壤の浸透係数 $K = 0.21 \text{ m}^3 / \text{h r} \cdot \text{m}^2$ （舗装したに埋設する場合は、Kの値を $0.1 \text{ m}^3 / \text{h r} \cdot \text{m}^2$ ）とする。

空隙率 = 38.5%

浸透量 $S = K \times (2a + b) \times 1.0 \text{ m} \text{ (m}^3 / \text{h r} \cdot \text{m}^2)$

空隙量 $G = a \times b \times 0.385 \times 1.0 \text{ m} \text{ (m}^3 / \text{m}^2)$

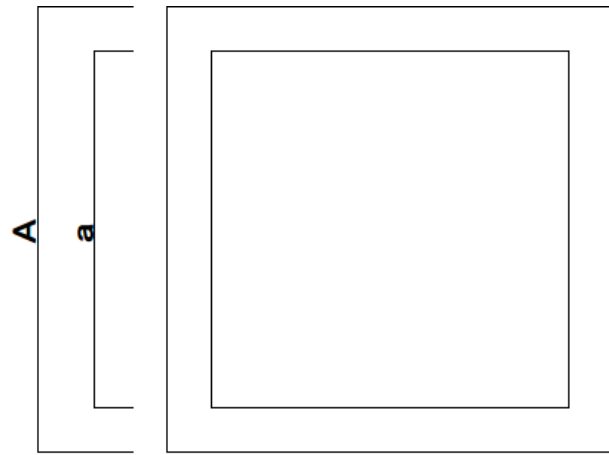
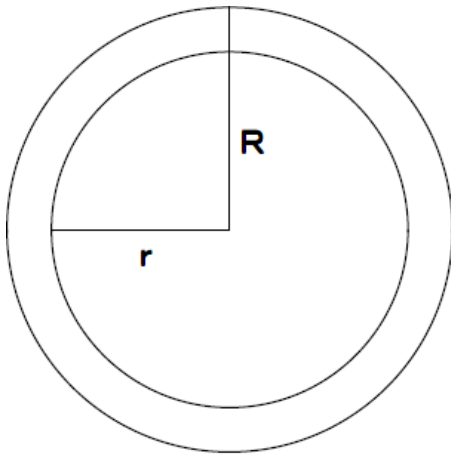
(2) 浸透柵（柵の深さは1.0mを限度とする。） $K = 0.21 \text{ m}^3 / \text{h r} \cdot \text{m}^2$

浸透面積（ $\text{m}^2 / \text{個所} \cdot \text{側面と底面の合計}$ ）

丸型 $S = \{ (2 \times 3.14 \times R \times H) + (3.14 \times R \times R) \} \times K$

角型 $S = \{ (4^* \times A \times H) + (A \times A) \} \times K$

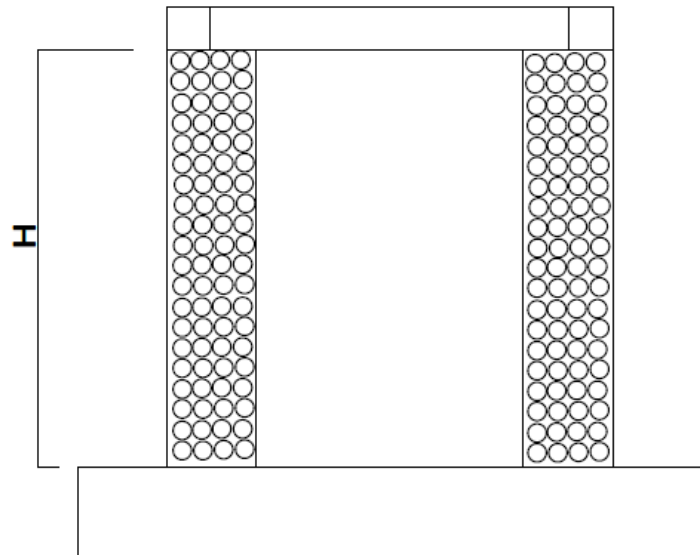
* 雨水トレンチとして使用する場合、管の繋がっている面は浸透面から除くこと。



内容量 (m³/個所)

丸型 $V = 3.14 \times r \times r \times H$

角型 $V = a \times a \times H$



(3) 浸透型U字溝

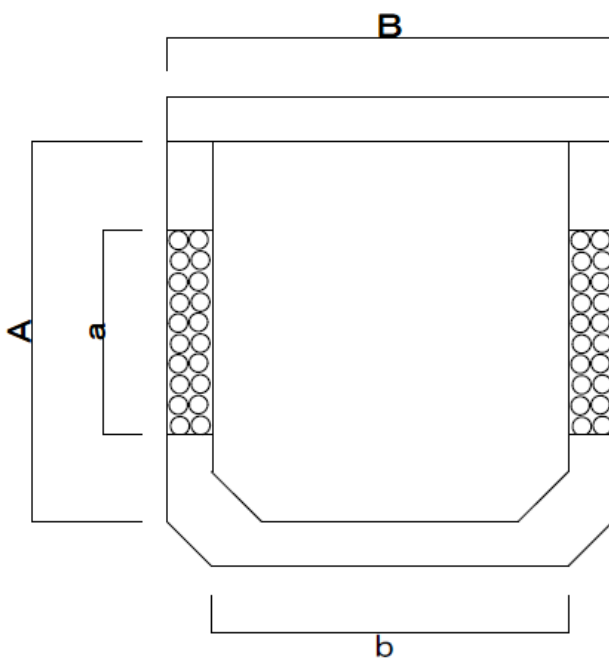
浸透量 S (m³/h r · m)

$K = 0.21 \text{ m}^3/\text{h r} \cdot \text{m}^2$

$S = K \times a \times 2 \times 1$

内容量 (m³/個所)

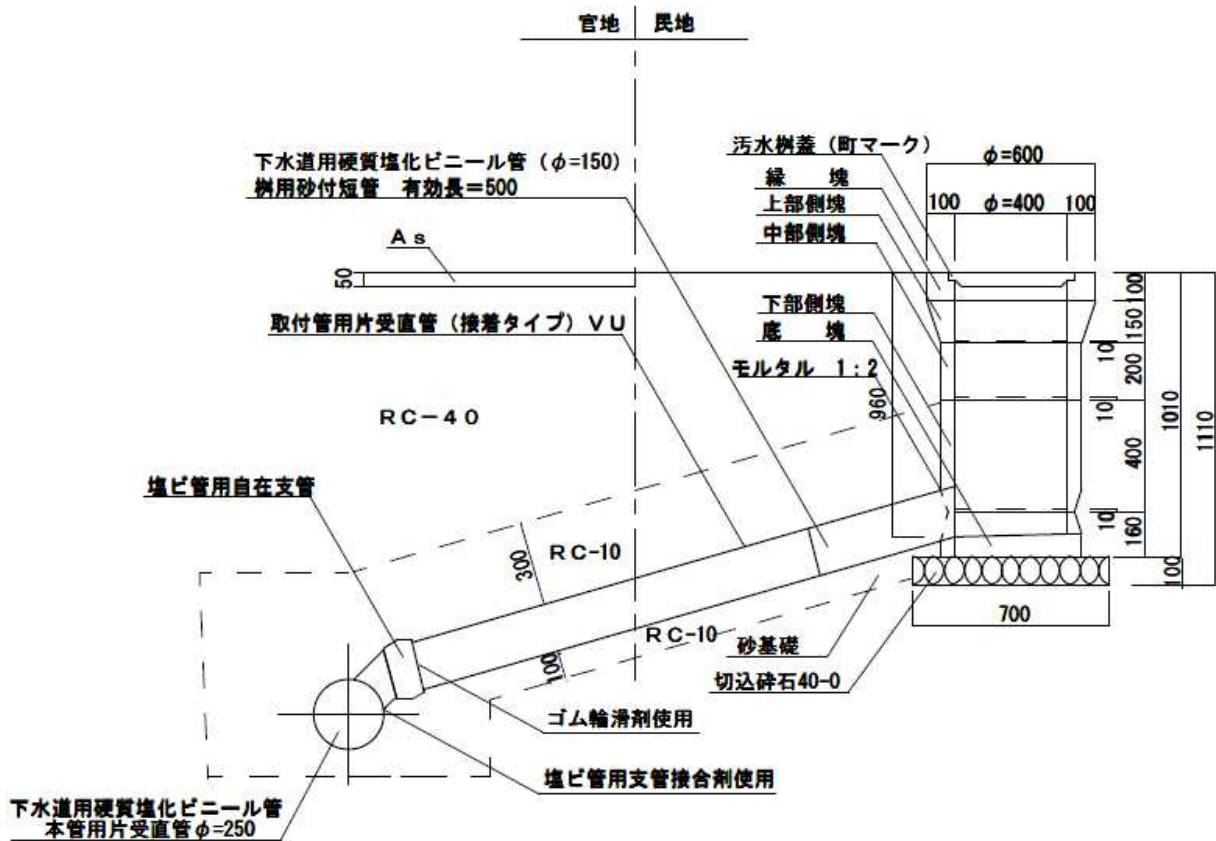
$$V = \frac{(B + b) \times A}{2}$$



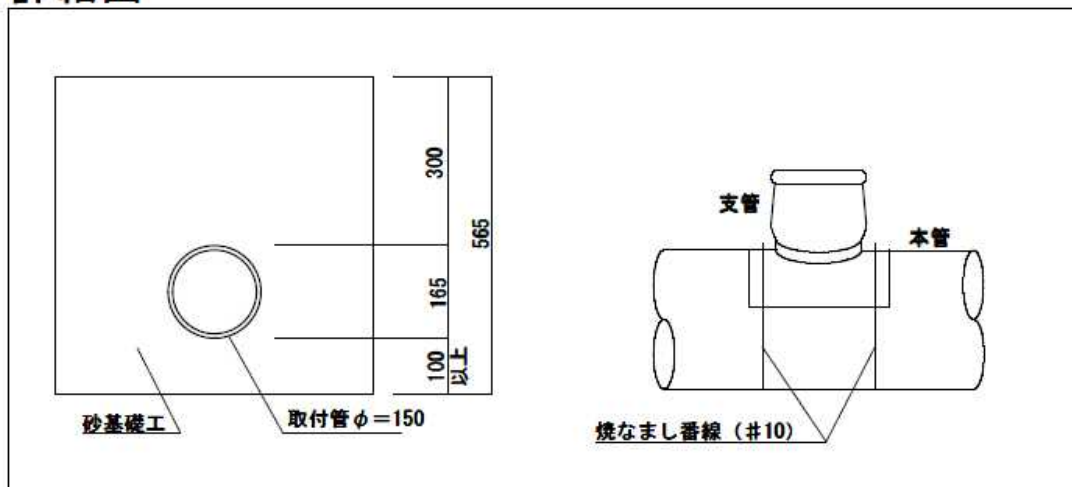
集計表（小数点以下第3位を切り捨て）

雨水 トレン チ	浸透量 S =
	空隙量 G =
	延長 L =
	処理量 $T1 = (S + G) \times L$
浸 透 枿	浸透量 S =
	内容量 V =
	設置数 n =
	処理量 $T2 = (S + V) \times n$
集 水 枿	浸透量 S =
	内容量 V =
	設置数 n =
	処理量 $T3 = (S + V) \times n$
浸 透 型 U 字 溝	浸透量 S =
	内容量 V =
	延長 L =
	処理量 $T4 = (S + V) \times n$
処理能力 $Q \text{ m}^3 / \text{h r} < T1 + T2 + T3 + T4$	

コンクリート柵標準タイプ

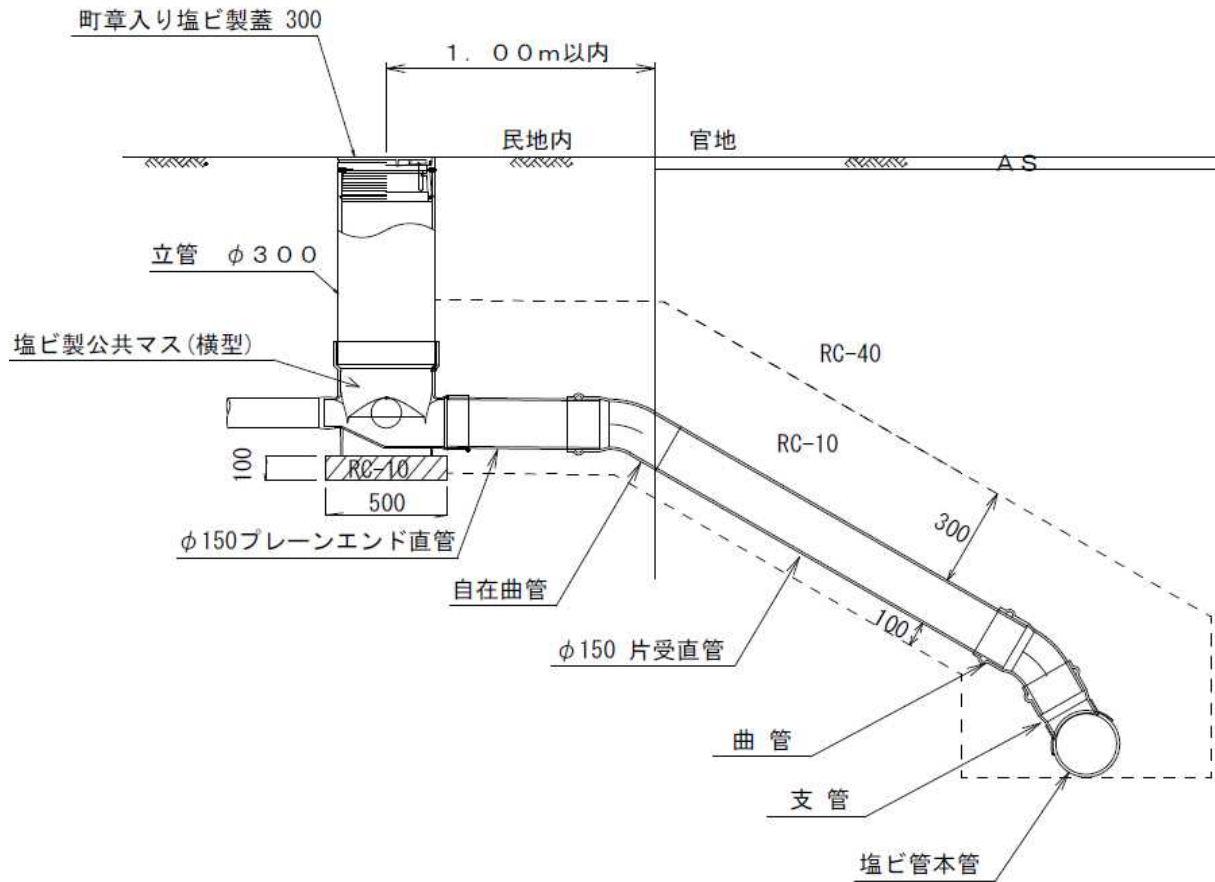


詳細図

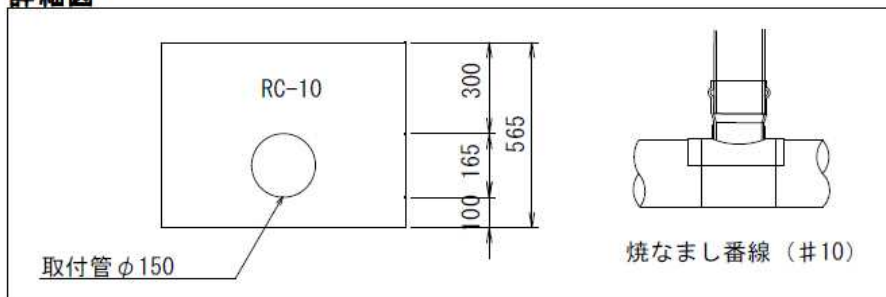


塩ビ柵標準タイプ

H = 2.0 m 未満の場合



詳細図



※ 塩ビ柵を使用する場合には、車両の乗り入れがないことを条件とする。
 ただし、塩ビ柵設置位置にアスファルト舗装、コンクリート舗装もしくは
 鋳鉄製防護蓋を施工する場合には、車両乗り入れ部でも設置可能とする。
 その他の場合、協議してください。

※ 塩ビ製公共マスについては、日本下水道協会規格 (JAWAS K-7) によること。

別表第4 (第22条関係)

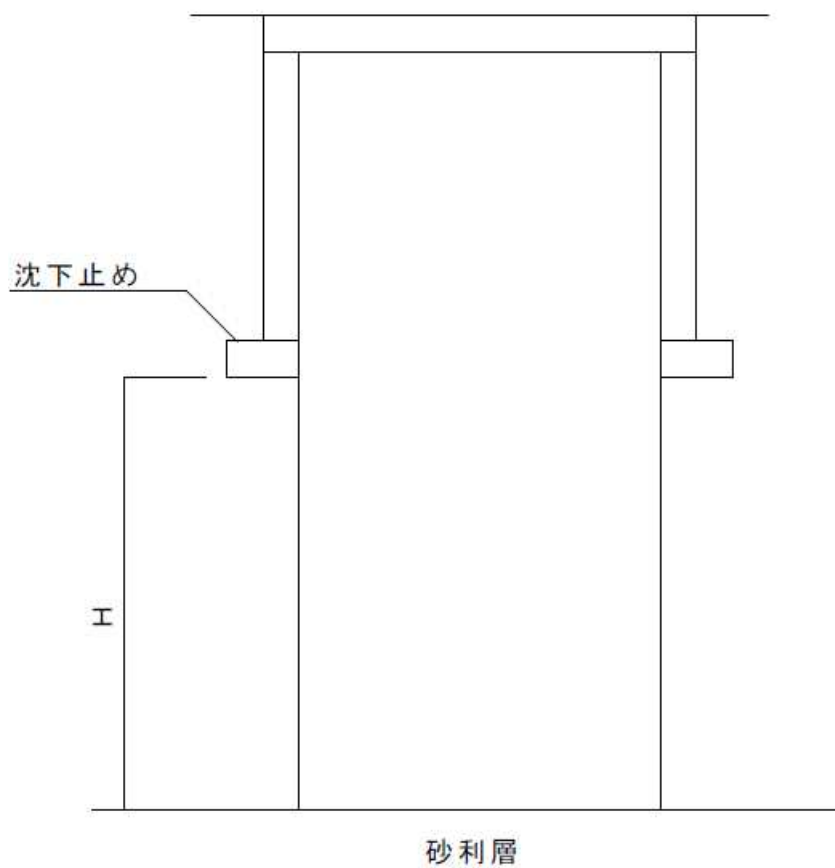
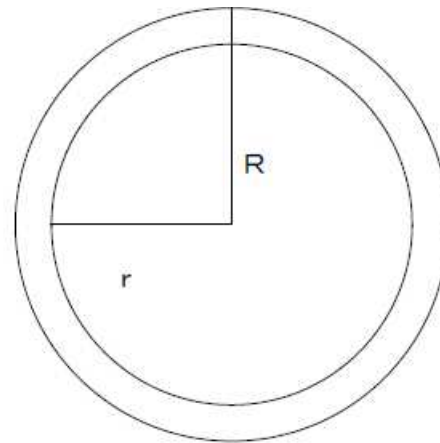
浸透櫛 $K = 0.21 \text{ m}^3 / \text{hr} \cdot \text{m}^2$

浸透面積 ($\text{m}^2 / \text{箇所} \cdot \text{側面と底面の合計}$)

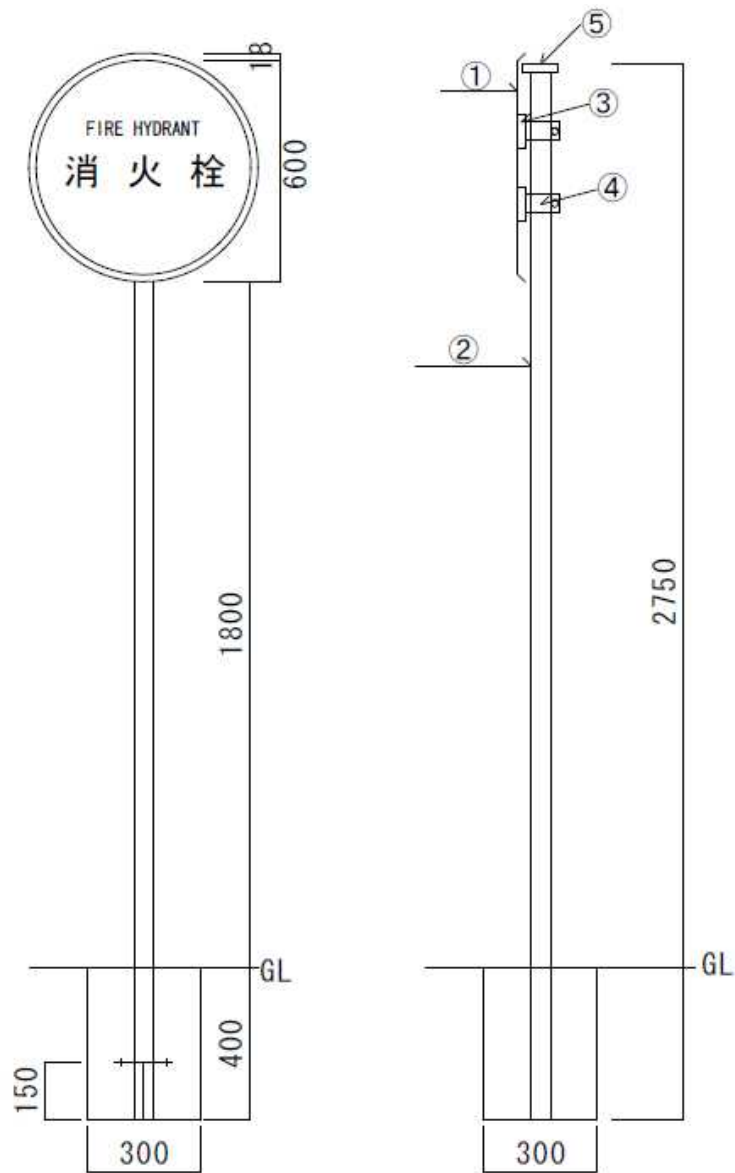
$$S = \{ (2 \times 3.14 \times R \times H) + (3.14 \times r \times r) \} \times K$$

内容量 ($\text{m}^3 / \text{箇所}$)

$$V = 3.14 \times r \times r \times H$$

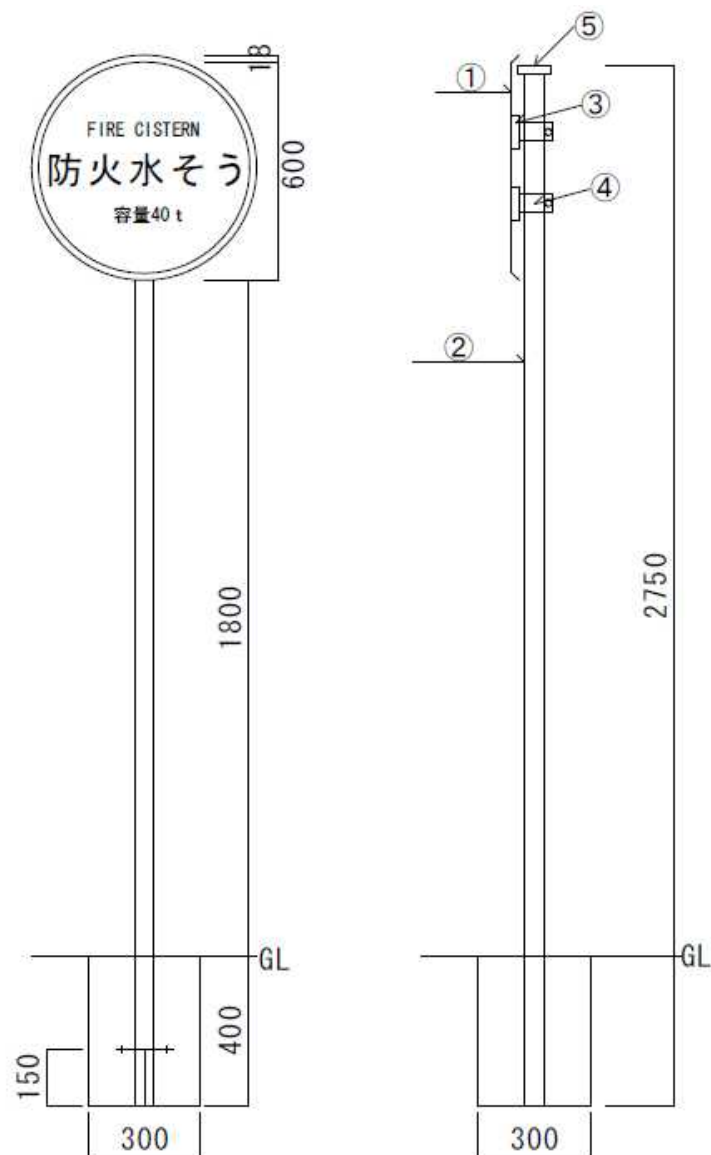


別表第5（第25条関係）



仕 様

名 称	材 料	仕 上
①円 板	アルミ製600mm 裏面ポール止めスライド式	縁どりは白色、地は赤色 文字は白
②ポール	鋼管 厚さ 1.6mm(赤) 直径 50.8mm 長さ 2750.0mm	白色 静電粉体塗装
③補強板	アルミ製(スライド式)	
④取付バンド	アルミ製	
⑤キャップ	塩化ビニール(白)	

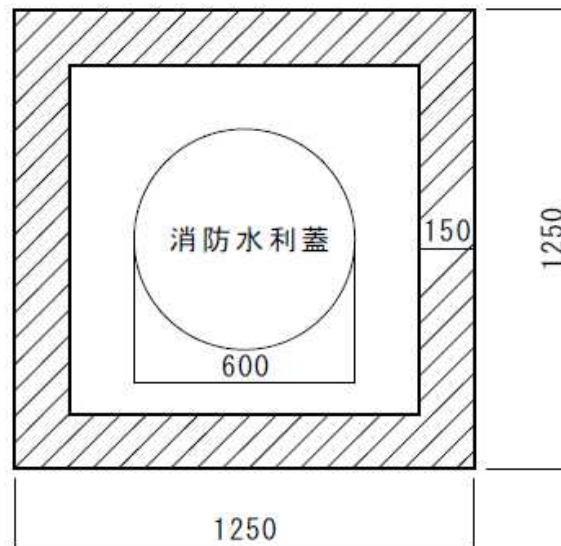


仕 様

名 称	材 料	仕 上	備考
①円 板	アルミ製600mm 裏面ポール止めスライド式	縁どりは白色、地は赤色 文字は白	容量記載
②ポール	鋼管 厚さ 1.6mm(赤) 直径 50.8mm 長さ 2750.0mm	白色 静電粉体塗装	
③補強板	アルミ製(スライド式)		
④取付バンド	アルミ製		
⑤キャップ	塩化ビニール(白)		

別表第6（第25条関係）

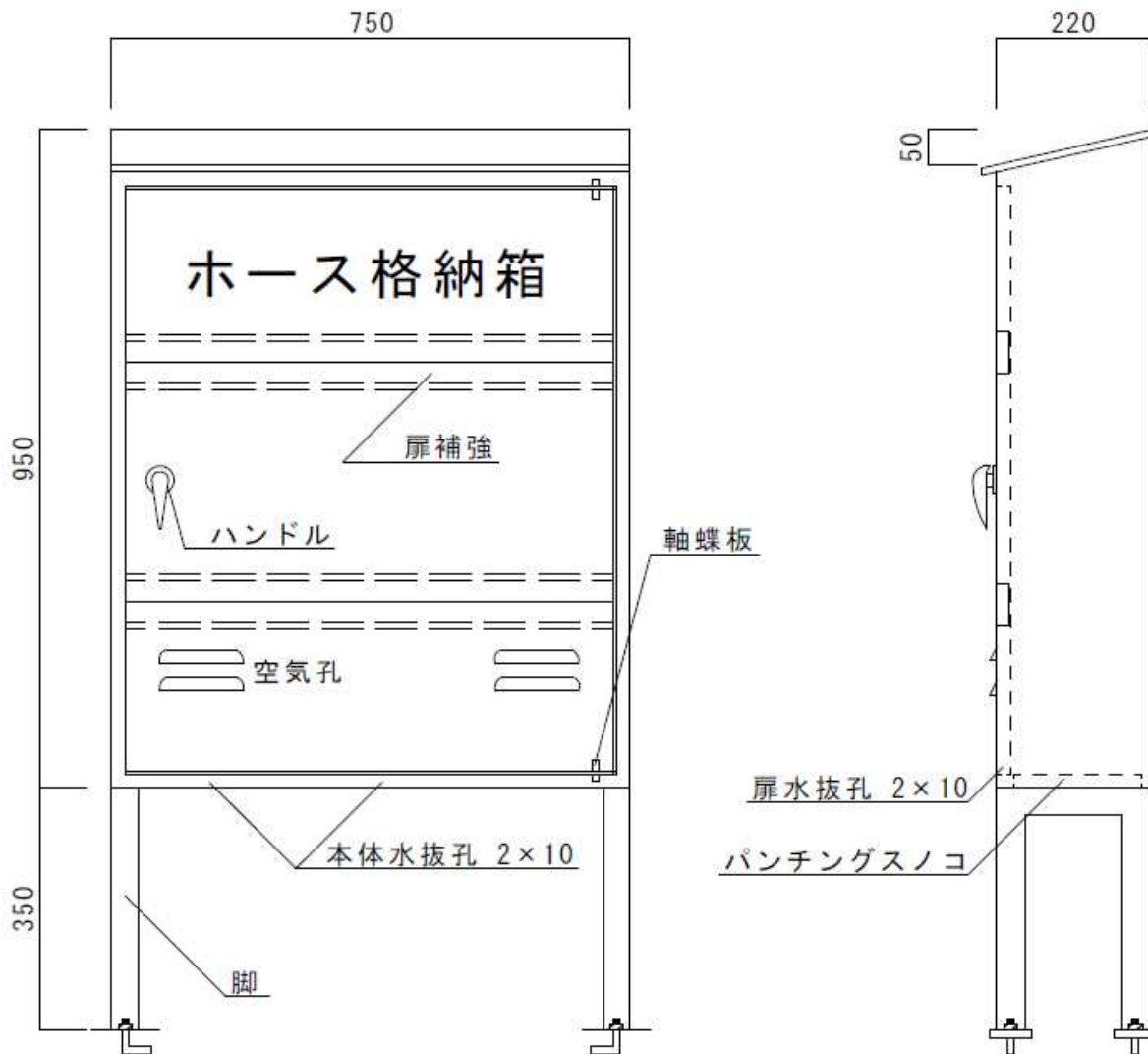
道路表示黄色ライン施工図



- 1 斜線部分については、溶着式塗料黄色（ガラスビーズ15%以上含有）とする。
- 2 上記施工図とおり施工できない個所については、事前協議する。

別表第7（第26条関係）

ホース格納箱仕様

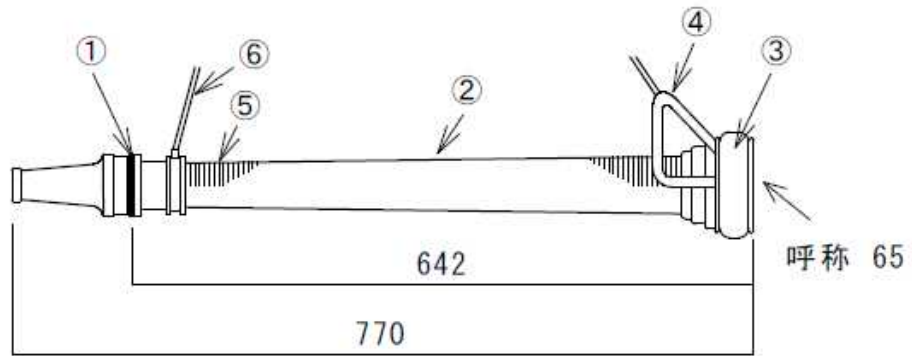


	材質・仕上げ	備考
格納箱	鋼板製(板厚1.6mm)	転倒防止のため足をステンレス製ボルトナットで固定する
塗装	錆止塗装後赤色メラミン樹脂焼付仕上げ	
文字	白色シルクスクリーン印刷	

消防用ホース仕様

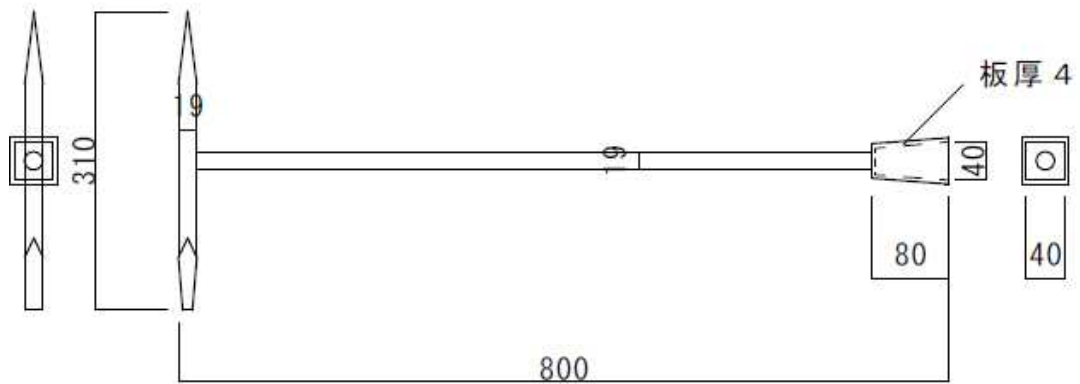
呼称	長さ	色及び数量	金具	仕様圧力	備考
65mm	20m	白色・3本	町野式	1.3Mpa	国家検定品

筒先仕様



番号	名称	材質	備考
①	パッキン	合成ゴム	
②	テーパパイプ	アルミ製	
③	保護バンド	合成ゴム	
④	ハンドル	アルミ製	
⑤	巻きヒモ		
⑥	ベルト	ビニール製	

大箱回し仕様

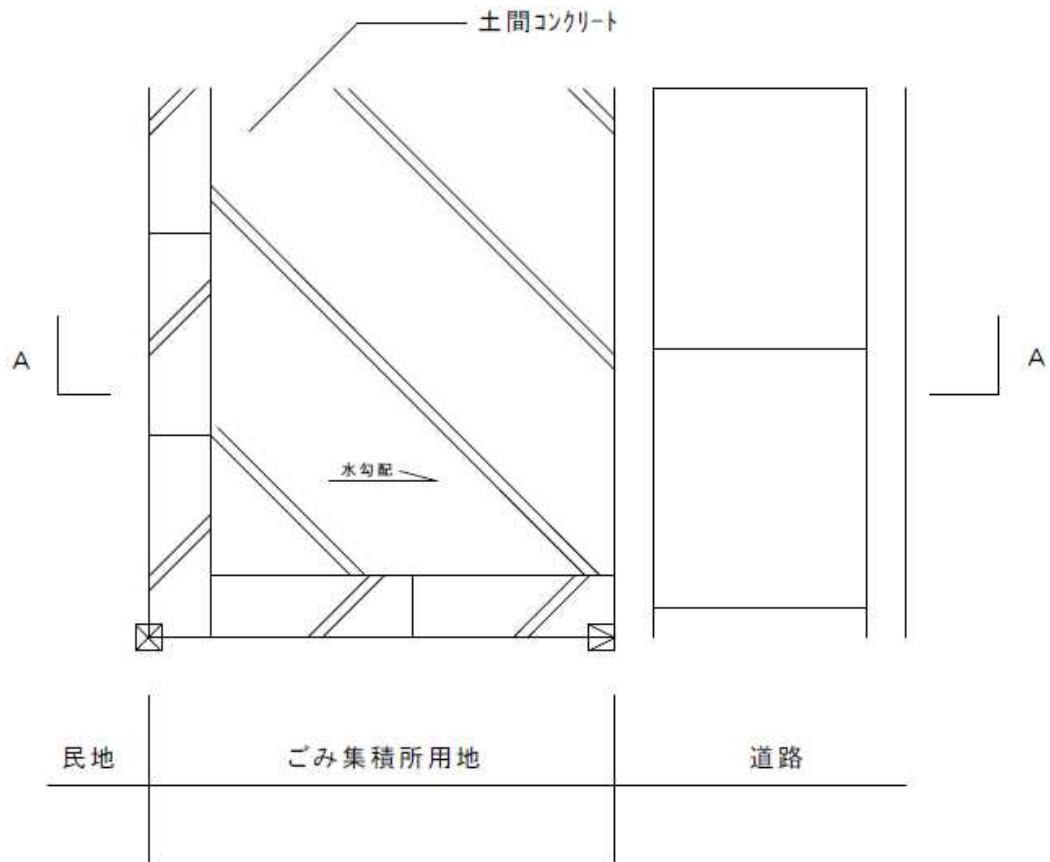


材質 鉄製 (SS41) 溶接加工

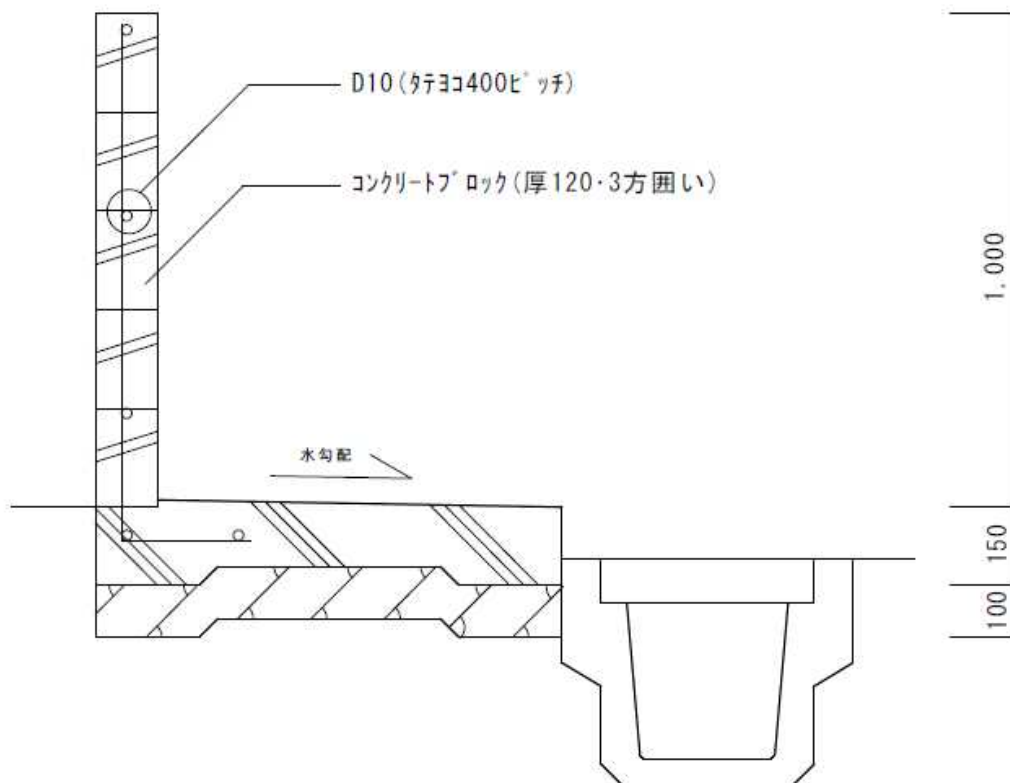
塗装 ラッカー塗装 (黒色)

別表第8 (第28条関係)

(平面図)



(A-A断面図)



別表第9（第28条関係）

区域外駐車場報告書

愛川町開発指導要綱の規定により、区域外に確保する自動車駐車場については、次のとおりとなりましたので報告します。

年 月 日

愛川町長 殿

住所
事業主
氏名

1 建築物の計画戸数	
2 区域内駐車場の台数	
3 区域外駐車場の台数	
4 区域外駐車場の所在地	
5 区域外駐車場の所有者	
6 添付図書	<input type="checkbox"/> 案内図 <input type="checkbox"/> 駐車場配置図 <input type="checkbox"/> 公図写し <input type="checkbox"/> 土地全部事項証明書 <input type="checkbox"/> 土地所有者との契約書又は承諾書

承諾書

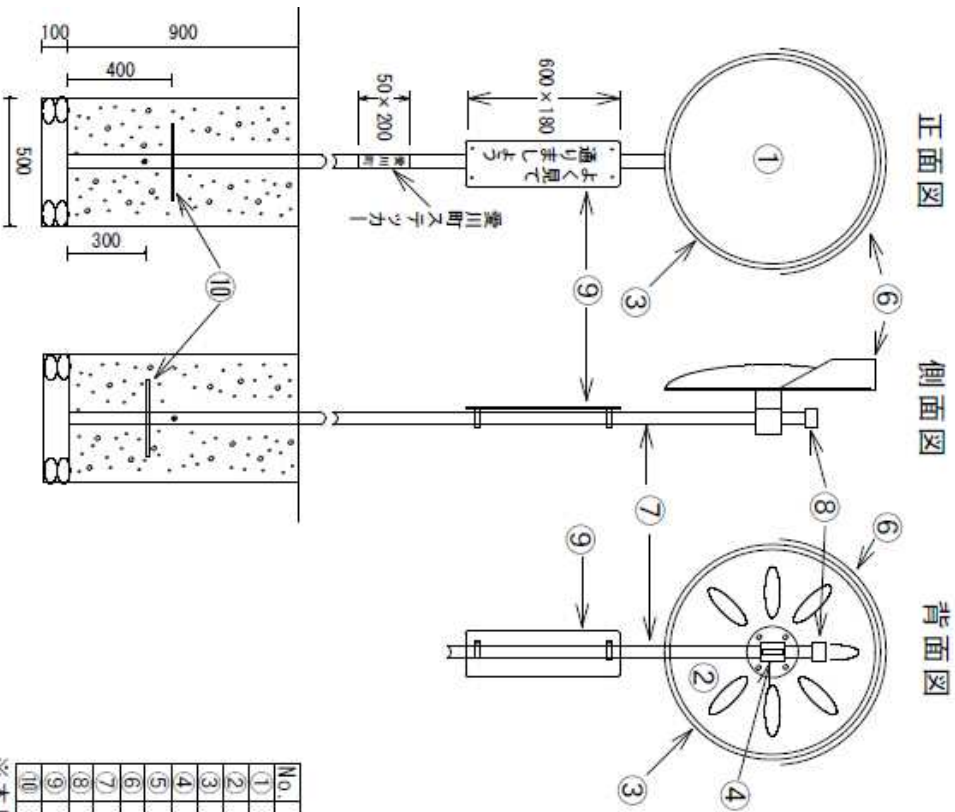
年 月 日

上記のとおり駐車場の使用について承諾します。

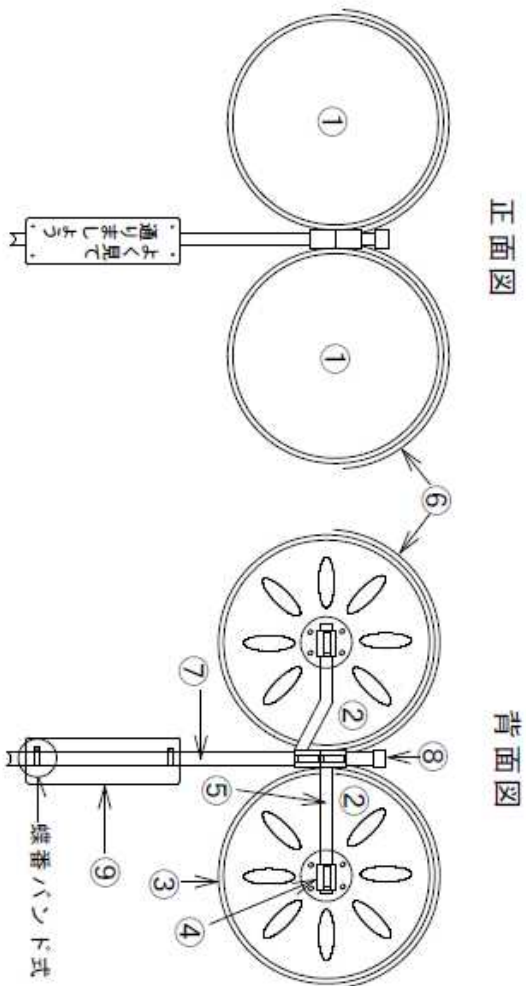
住所
所有者
氏名

丸型道路反射鏡 構造・仕様書

【1面鏡】



【2面鏡】



仕様書

No	名称	材質	寸法	1面2面
①	鏡面	化学強化ガラス	8型サイズ	1 2
②	ハブカク・レット	F R P・亜鉛鉄板	8型サイズ	1 2
③	取付枠	アルミニウム	8型サイズ	1 2
④	取付金具	STK400 SS400	—	1 2
⑤	取付アーム	STK400 SS400	—	1 2
⑥	フート	F R P	8型サイズ	1 2
⑦	支柱	S T K 4 0 0	8型サイズ	1 2
⑧	キヤッツフ	合成ゴム	—	1 1
⑨	注意板	アルミ板 (5面2材)	8型サイズ	1 1
⑩	補強鉄筋	S R 2 3 5	φ13×300	2 2

※本図は一般的な丸型道路反射鏡の名称を示しているが、角型道路反射鏡もこれに等しい。構造の違いにより、若干の部位に異なるものもある。

鏡面規格

型	丸型
8型	φ800
厚5型	厚5
R3,000型	R3,000
B型	510×660
厚5型	厚5
R3,000型	R3,000